

令和6年度スクールソーシャルワーカー募集案内

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会では、子どもたちをとりまく環境や課題の改善を図るため、社会福祉や教育の分野に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを県内の小学校に配置しています。つきましては、次のとおりスクールソーシャルワーカーを募集します。

1 職務内容

スクールソーシャルワーカーは配置された小学校を拠点に概ね次の業務を行う

- (1) 配置校における困難な状況にある児童およびその児童が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 校内チーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動
- (6) 困難な状況にある児童生徒の状況把握
- (7) 配置校のある市町内の小中・義務教育学校における生徒指導上の課題に対する助言等
- (8) その他県教育委員会が必要であると認めた職務

2 応募資格

- (1) 社会福祉士か精神保健福祉士の資格を有する者、または、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有するとともに、教育や福祉の分野において活動経験のある者
- (2) 県内小中・義務教育学校に勤務が可能である者(面接時に通勤可能地域を確認)
- (3) 地方公務員法第十六条の各号のいずれにも該当しない者
- (4) 配置校のある市町内の小中・義務教育学校等での勤務が必要となるため、自動車等での移動が可能である者

3 募集人員

・15名程度

4 勤務条件

(1) 任用期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

(2) 勤務場所

配置校は県教育委員会が決定し、通知する

(3) 勤務時間

・配置校における年間勤務時間は、配置市町教育委員会によって異なる
※令和5年度実績 276時間から756時間

・週あたりの勤務日数や1日あたりの勤務時間は、年間勤務時間によって異なる
・勤務曜日等については配置校と相談の上決定する。
・1日あたり7時間を超える勤務および1週あたり28時間を超える勤務はできない

(4)報酬等

- ①報酬 規定により支給
- ②交通費 通勤、出張に係る交通費を規定により別途支給

※令和5年度実績

- ・スクールソーシャルワーカーの報酬額(時間給)は、3,520 円(令和6年度1月1日以降は3,580 円の予定)
指定される銀行口座等に振り込み(勤務翌月 10 日)
- ・保険は、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法の定めるところによる
- ・年次有給休暇は、週あたりの勤務日数に応じて日数を付与する。なお、継続勤務期間に応じて付与する。また、基準日は、4月1日から9月30日までの期間に任用された者は、当該任用された年度の10月1日とする

(5)職名 滋賀県スクールソーシャルワーカー

5 応募方法

滋賀県ホームページよりエントリー用紙をダウンロードし、下記応募先に郵送する

6 選考日程等

(1)選考方法 個人面接及び履歴書による書類選考

面接は1人1回のみとする。滋賀県ホームページよりダウンロードした履歴書に必要な事項を記入したものと、資格等を証明するものの写しを当日持参すること。

- (2)選考日時 期間Ⅰ 令和5年12月18日(月)、19日(火)
期間Ⅱ 令和6年2月2日(金)、6日(火)、7日(水)のいずれか。
9時30分～12時および13時30分～17時00分(20分程度)

- (3)応募締切 期間Ⅰ 令和5年12月5日(火)(当日消印有効)
期間Ⅱ 令和6年1月29日(月)(当日消印有効)

- (4)選考場所 滋賀県庁4階連絡通路4A会議室
(大津市京町四丁目1番1号)

- (5)合否発表 令和6年2月下旬に郵送にて発送する

7 留意事項

- (1)合格者には、勤務開始日前に健康診断書の提出を求める
- (2)合格者には、勤務開始日前に研修会を予定(4月上旬 詳細は後日連絡)
- (3)令和6年度の予算確定前であるため、募集人数や勤務条件等(年間勤務時間等)は変更になる場合がある

問合せ先・応募先

滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課 生徒指導・いじめ対策支援室

担当 永元(ながもと)

所在地 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館6階

電話 077-528-4668